

第 1 回旭区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事要旨

日 時	平成 30 年 12 月 19 日 (水) 10 時 00 分～10 時 55 分
開 催 場 所	旭区役所本館 3 階カンファレンスルーム
出 席 者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委 員 長：相澤 一喜 (旭区医師会代表)</p> <p>委 員：豊田 宗裕 (聖徳大学心理・福祉学部社会福祉学科教授)</p> <p>中野 文雄 (旭区老人クラブ連合会会長)</p> <p>中村 広子 (旭区地域子育て支援拠点運営法人代表)</p> <p>仁科 美奈江 (めばえ会親の会代表)</p> <p>馬場 正男 (税理士)</p> <p>真鍋 貴子 (旭区ボランティア連絡会会長)</p> <p>峰松 雅子 (旭区民生委員児童委員協議会会長)</p> <p>【事務局】</p> <p>福祉保健センター：岡ノ谷センター長</p> <p>福祉保健課：松本課長、吉村係長、緒方、山口</p>
欠 席 者	なし
開 催 形 態	公開 (一部非公開※) 傍聴者なし ※議事 2 「地域ケアプラザの指定管理者の選定について」以降は非公開
会 議 内 容	<p>1 あいさつ 旭区福祉保健センター長よりあいさつ。</p> <p>2 委員紹介 事務局より選定委員の紹介。</p> <p>3 指定管理者選定委員会及び要綱について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者選定委員会の概要 ・「横浜市旭区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱」 ・「横浜市旭区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」について事務局より説明。 <p>議事 1 委員会の公開・非公開について</p> <p>審議のうえ委員会として次のとおり決定。</p> <p>応募団体に対する公平性等を保つため次の審議事項は非公開とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回選定委員会審議事項のすべて (※) ※公募要項の内容、選定基準、選定手続きの細目 ・第 2 回選定委員会審議事項のうち、 応募団体審査、指定候補者及び次点候補者の選定 →応募団体によるプレゼンテーション及び質疑応答は応募団体関係者を除き公開とする。

(以降、非公開)

議事2 地域ケアプラザの指定管理者の選定について

(1) 公募要項(案)について

事務局から案を説明し、審議のうえ案のとおり決定。

(2) 審査・選定について

事務局から案を説明し、審議のうえ次のとおり決定。

ア 評価基準項目(採点表)について

- ・事務局案のとおり決定。
- ・各項目の採点は5段階評価(5・4・3・2・1)で行うことを決定。
- ・各項目の5段階評価にそれぞれ係数を掛けて、項目の評点を算出し、満点は225点とすることを決定。

[主な質疑応答]

委員：評価基準項目(採点表)について、標準に達しているかどうかはどのように判断すればよいか。

事務局：評価項目については数値等で判断できるものばかりではないため、なかなか標準についての基準は示しにくい。そのため、各委員のお考えの中で判断・評価を行っていただくことになる。最終的には、委員間で評価理由等の相互確認も行ったうえで評価を確定していただく流れとなる。

委員：評価が低かった項目等について、実際に指定管理者に改善を促すことはできるのか。

事務局：地域ケアプラザの運営については、年度末に全ての指定管理者に対してヒアリングを行ったうえで実績評価を行っており、そのような場で改善すべき点等伝えることはできる。また、日々の運営においても行政と指定管理者で連携して業務にあたっており、その都度適切な指導・助言を行っている。

イ 前期実績評価方法について

- ・今回は指定管理者の更新にあたるため、前期分の実績評価を項目として追加し、配点を±10点とすることを決定。
- ・評価資料は応募書類の事業計画書項目7及び運営協議会の意見書とすることを決定。
- ・応募団体が現指定管理者のみの場合は実施しないことを決定。

ウ 最低制限基準について

最低制限基準を配点合計の60%以上とすることを決定。

[主な質疑応答]

委員：最低制限基準60%は全体の配点合計の基準だが、例えば著しく評価が低い項目があった場合は、その都度委員同士で確認・判断するというのでよいか。

事務局：項目ごとの最低制限基準は設けていないため、項目ごとの評価等についてはおっしゃるとおり委員同士意見交換いただき、最終的な評価を確定していただくことになる。

エ 選定委員が委員会を欠席した場合の取扱いについて

第2回選定委員会（面接・審査）を欠席した場合は、集計に含めないことを決定。

オ 指定候補者及び次点候補者の決定について

総得点が最も高い団体を指定管理者の候補者に、総得点が2位の団体を指定管理者の次点候補者にすることを決定。

カ 同点1位の団体が複数発生した場合の審議の順番について

以下の順で指定管理者の候補者を選定することを決定。

- ①委員長を含む出席委員による投票
- ②委員長を除く出席委員による投票

キ 応募内容変更・追加の禁止について

- ・応募書類については、応募受付締切までの内容変更又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とすることを決定。
- ・面接時に説明資料を配布することやパワーポイントで説明をすることについては認めることを決定。

ク 面接時のタイムスケジュールについて

- ・1団体あたり40分とすることを決定。
(プレゼンテーション15分、質疑応答15分、意見交換・採点10分)

ケ 選定委員会の採点及び公表方法について

- ・各委員の採点及び採点理由等の相互確認を行うことを決定。
- ・個々の委員の採点を委員名を伏せたかたちでホームページに公表することを決定。

コ 委員と応募団体との利害関係の確認について

より公平な審査を期するため、委員と応募団体に利害関係がないことの確認書を委員に提出いただくことを決定。

・委員本人との利害関係が確認された場合

→公募要項に規定する欠格事項に該当し応募法人を失格とすることを決定。

・委員の2親等以内の親族との利害関係が確認された場合

・委員が応募団体に対し請負をする者もしくはその団体の役員等であることが確認された場合

→委員を排斥することを決定。

(3) 今後の選定委員会の日程について

第2回選定委員会は、平成31年5月15日（水）開催と決定。

以上